

奈良県公安委員会に対する苦情の申出の受理及び処理に関する規程（平成13年  
5月31日公委規程第5号）

〔沿革〕平成17年3月公委規程第1号改正

（趣旨）

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条及び苦情の申出の手續に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対してなされる奈良県警察職員（以下「警察職員」という。）の職務執行についての苦情の申出（以下「苦情申出」という。）の受理及び処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情の定義）

第2条 この規程において苦情とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 警察職員が職務執行において違法、不当な行為をし、又はなすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服
- (2) 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

（苦情の受理）

第3条 公安委員会に対する法第79条に規定する苦情申出については、苦情に関する事務を担当する警察本部の所属及び警察署において受理し、速やかに公安委員会に送付しなければならない。

（苦情申出に係る文書の補正）

第4条 公安委員会は、苦情申出に係る文書の記載事項に不備があると認めるときは、当該文書の補正を当該苦情申出を行った者（以下「申出者」という。）に求めるものとする。

（調査等の指示及び報告）

第5条 公安委員会は、本部長に対し、苦情申出に関する事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置（以下「調査等」という。）について必要な指示を行うものとする。

- 2 本部長は、公安委員会から前項の規定に基づく指示を受けたときは、苦情申出に関する調査等のために必要な所属の長に対して、当該苦情申出に関する調査等を行わせ、その結果を公安委員会に報告しなければならない。

（処理の結果の通知）

第6条 公安委員会は、本部長が行った調査等が適切であると認めたときは、申出者に

対する通知内容を決定し、当該苦情申出に係る処理の結果を文書により、郵送その他適当な方法によって通知するものとする。ただし、公安委員会において、当該苦情申出が法第79条第2項各号のいずれかに該当するものと認めるときは、この限りでない。

(法に規定する苦情以外の苦情の処理)

第7条 法第79条に規定する苦情以外の公安委員会に対してなされた警察職員の職務執行についての苦情申出については、第3条及び第5条の規定を準用する。

2 公安委員会は、前項において準用する第5条の規定に基づき本部長が行った調査等が適切であると認めるときは、申出者に対する通知内容を決定し、文書その他適当な方法によって通知するものとする。ただし、公安委員会において、次のいずれかに該当すると認めるときは、この限りではない。

(1) 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

(2) 申出者の所在が不明であるとき。

(3) 申出者が他の者と共同で苦情を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

(4) 申出者が通知を求めていると認められるとき。

(5) 申出者の氏名が明らかでないとき。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日公委規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。